|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資料名 | 頁 | 訂正後 | 訂正前 |
| 大泉緑地管理マニュアル（案） | 4 | ２．運営体制  Ⅰ．人員配置等に関する特記事項  （２）常時配置すべき職員の最低限のポスト数について  （略）  ○本ポスト数は、閑散期においても確保すべき最低数を示したものであり、通年の運営にあたっては、上記（１）職員の配置について考慮し、指定管理者の責任において必要な人員を配置してください。  常時配置すべき職員の最低限のポスト数　一覧表   |  |  | | --- | --- | | 責任者 | 巡視点検職員 | | １Ｐ | ６Ｐ |   （削除） | ２．運営体制  Ⅰ．人員配置等に関する特記事項  （２）常時配置すべき職員の最低限のポスト数について  （略）  ○本ポスト数は、閑散期においても確保すべき最低数を示したものであり、通年の運営にあたっては、上記（１）職員の配置について考慮し、指定管理者の責任において必要な人員を配置してください。  常時配置すべき職員の最低限のポスト数　一覧表   |  |  | | --- | --- | | 責任者 | 巡視点検職員 | | １Ｐ | ６Ｐ |   〇責任者は交通遊園責任者を兼務することができます。 |
| 大泉緑地管理マニュアル（案） | 16 | （２）主要植物等管理業務  ２）管理基準の概要  ②　都市林管理  　　（略）  　　エ.開設後約50年が経過し、その結果、林床利用による踏圧等により土壌固化を招いていることから、林内の坪穴改良やリサイクル腐葉土等の敷均しによる腐食層の形成を図るなど、樹木の生育をよくするための土づくりを計画的に行ってください。 | （２）主要植物等管理業務  ２）管理基準の概要  ②　都市林管理  　　（略）  　　エ.開設後約42年が経過し、その結果、林床利用による踏圧等により土壌固化を招いていることから、林内の坪穴改良やリサイクル腐葉土等の敷均しによる腐食層の形成を図るなど、樹木の生育をよくするための土づくりを計画的に行ってください。 |
| 大泉緑地管理マニュアル（案） | 19 | ３．施設管理業務  （１）管理基準の概要  ⑤**「ふれあいの庭」「かきつばた園」**  　本公園を代表する修景施設（特殊庭園）です。日常管理においては、主要施設に相応しい密度の濃い管理を行うものとし、その趣旨を十分理解したうえで維持管理を行ってください。 | ３．施設管理業務  （１）管理基準の概要  ⑤**「ふれあいの庭」「かきつばた園」**  　本公園を代表する修景施設（かきつばた園：特殊庭園、ふれあいの庭：重要公園施設）です。日常管理においては、主要施設に相応しい密度の濃い管理を行うものとし、その趣旨を十分理解したうえで維持管理を行ってください。 |
| 大泉緑地管理マニュアル（案） | 28 | １．利用の現状  （２）近年の台風による大規模被害  　　平成30年9月 台風21号　倒木　約750本（推定）  　　なお、処理については、指定管理者と大阪府において協議の上、両者にて対応を行っております。 | １．利用の現状  （２）近年の台風による大規模被害  　　平成30年9月 台風21号　倒木　400～500本（推定）  　　なお、処理については、指定管理者と大阪府において協議の上、両者にて対応を行っております。 |
| 大泉緑地管理マニュアル（案） | 29 | ２. 追加開設及び改修の予定  指定管理期間中に本公園の一部区域または施設について、府の施設改修事業等により、管理業務の内容を見直す場合があります。  （追加開設予定）　　南花田地区　約1.9ｈａ  （予定事業）  　・老朽施設等の改修について、指定管理者のニーズも踏まえながら、順次改修を進めていくよう計画しています。 | ２. 追加開設及び改修の予定  指定管理期間中に本公園の一部区域または施設について、府の施設改修事業等により、管理業務の内容を見直す場合があります。  （追加開設予定）　　南花田地区　約1.9ｈａ  （改修予定施設）　　参考資料⑨「施設修繕計画」参照 |